

飲料水供給施設計装機器点検業務委託

本仕様書は、飲料水供給施設計装機器点検業務委託について、必要事項を定めたものとする。

1. 基本方針

飲料水供給施設関係設備の安定した運転を目標とし、計装設備の点検を実施する。

2. 教育の徹底、関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、計装機器点検業務に対して、必要な知識及び技能に関するマニュアル等を作成し、教育すること。
- (2) 委託業務実施にあたっては、関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (4) 委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

3. 業務委託場所

- (1) 花河原地区ポンプ所及び配水池
- (2) 中野・里四熊・八剌地区ポンプ所、中野・新畑・八剌地区配水池
- (3) 菊川浄水場

4. 業務内容

(1) 点検内容

- ① 機器点検作業項目 …… 詳細は別紙1による。
- ② 点検機器リスト …… 詳細は別紙2、3による。

(2) 点検日程予定表

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
精密点検									1				1

5. 作業日報、作業報告書及び写真

- (1) 受注者は委託内容の進捗、労務者の就業、資材の搬入及び天候の状況、その他監督職員の指示により必要事項を記入した日報(A4判 210×297)を、翌日までに提出しなければならない。
- (2) 作業報告書は、委託仕様書及び点検項目表に基づき点検・調整した結果を報告書にまとめ作業後に2部提出するものとする。
- (3) 作業写真はカラーで各工程及び収容説明を添付し、各工程ごとの作業報告書と同時に提出するものとする。

6. 服務規定

- (1) この業務に従事する者は、水道法第21条第1項に基づき、作業着手前に関係機関において検便を行い、その結果の原本を提出すること。検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌の5項目とする。安全衛生管理上、水道法施行規則第16条第1項に基づき6箇月ごとに医療機関において再度検便を行い、提出すること。
- (2) 作業時は、施設の安全性に考慮すること。
- (3) 作業に使用する光熱費等は、必要最小限にとどめ、経費節減に努めること。
- (4) 作業員は身分証明書を着用し、必要に応じて提示すること。
- (5) 施設内の出入りについては、職員の確認を受けること。
- (6) この委託業務において知り得た情報や事柄を、外部に漏えいさせないこと。

7. 所要経費の負担区分

(1) 発注者負担区分

- ① 作業機材等の運転に必要な電源。
- ② 作業に必要な水道光熱費。

(2) 受注者負担区分

- ① 作業に必要な被服、機材、器具、燃料。
- ② 業務に要する報告書、記録表等の作成に必要な事務用品。

上記以外の経費負担については、両者協議の上、負担区分を決定する。

8. 特記事項

- (1) 機器の運転、停止は、施設担当者に確認後実施する。
- (2) 点検期間中に交換・補修等を必要とするものがあつた場合、双方協議をする。

9. その他

この仕様書に定めない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

定期点検作業項目 別紙1

(1) 電磁流量計定期点検作業項目

項目	内 容
仕様確認	☐ TAG NO、型番、工番、レンジの確認、記録 ☐ 型番より付属品、仕様の確認 ☐ 組み合わされる検出器との照合
外部点検	☐ 変換器の外観上、変形破損等がない事の確認 ☐ 検出器の外観上、変形破損等がない事の確認
点検前データの採取	☐ 各設定データの確認、記録 ☐ 計器電源電圧の確認
変換器点検	☐ 変換器内に錆、損傷、水滴のない事を確認
検出器点検	☐ 検出器絶縁測定 ☐ 検出器電極、接液リング、ライニングの清掃
増締め	☐ 変換器の内部接続ネジの増締め ☐ ケーブル接続ネジの増締め
機能確認	☐ 各基準値の確認、調整 ☐ 変換器入出力の確認 ☐ ループチェック ☐ 実流体の静止時によるゼロ点調整
復旧確認	☐ 各設定の確認 ☐ 配線、端子の増締め
最終確認	☐ 通常運転操作と監視ができる事の確認

(2) 水位計定期点検作業項目

項目	内 容
仕様確認	☐ TAG NO、型番、工番、レンジの確認、記録
点検前データの確認	☐ 各データの確認
外部点検	☐ 電源箱の外観上、変形破損等がない事の確認 ☐ 中継箱の外観上、変形破損等がない事の確認 ☐ 検出器の外観上、変形破損等がない事の確認
調整前データ採取	☐ 電源電圧の確認 ☐ 出力の確認
内部点検(電源箱) (中継箱) (検出器)	☐ 中継箱ケースOリングの点検 ☐ 中継箱ターミナルボックスOリングの点検 ☐ 検出器受圧部の点検 ☐ 電源箱プリント板に錆、損傷のない事を確認 ☐ 中継箱内に錆、損傷、水滴のない事を確認 ☐ 検出器内に錆、損傷、水滴のない事を確認
機能確認	☐ 模擬入力による出力確認
復旧確認	☐ ケーブル接続ネジの増締め ☐ 各データの復旧確認 ☐ ループ確認
最終確認	☐ 通常運転操作と監視ができる事の確認

(3) テレメーター及びデータロガー装置点検作業項目

項目	内 容
テレメーター装置 (親局、子局)	☐ ランプ・ヒューズ類が切れてない事の確認 ☐ 接栓ケーブル及び、本線類の点検 ☐ 電源出力電圧の確認 ☐ 連絡用通話機能の点検 ☐ 対向試験(詳しくは下記) ☐ 各部清掃 ☐ 端子増し締め

場所	対向試験項目
各ポンプ所→菊川浄水場	配水流量 送水流量 配水池水位 警報(1点)

点検機器リスト 別紙2

定期点検機器台数	中野地区	新畑・里四熊地区	桂・八剋地区	合計
(1)電磁流量計	2台	2台	2台	6台
(2)投込式水位計	1台	1台	1台	3台
(3)テレメータ及びデータロガー	1台	1台	1台	3台
合計	4台	4台	4台	12台

定期点検機器リスト

中野、新畑・里四熊、桂・八剌地区

[illegible]

点検機器リスト 別紙3

定期点検機器台数	花河原地区	合計
(1)電磁流量計	2台	2台
(2)投込式水位計	1台	1台
(3)テレメータ及びデータロガー	1台	1台
合計	4台	4台

定期点検機器リスト

花河原地区

[illegible]